

平成 30 年 6 月

中小企業経営強化税制の証明書フォームが変わりました

一般社団法人情報サービス産業協会

本年 6 月の生産性向上特別措置法の施行に伴い、工業会が発行する証明書の様式が変わりましたのでお知らせします。

1. 変更した様式

JISA 様式 1A 及び様式 1B

2. 主な変更点

(1) タイトル

【変更前】

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

【変更後】

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書

(2) 該当要件

一定期間内に販売開始された製品であることを明示する算式が設けられた。

注記で年度の定義が示された（1 月 1 日から 12 月 31 日）。

(3) 発行年が和暦から西暦に変更された。

(4) 「税制措置の対象設備に関する留意事項」が追加された。

3. 申請者へのお願い

- ・当協会の HP には、変更後の証明書様式を掲載していますので、今後の申請には、変更後の証明書様式(JISA 様式 1A)をダウンロードしてご利用ください。周知期間として旧様式でも当面の間は申請を受け付けます(7 月末を目的)。

【変更後の JISA 様式 1A】

<https://www.jisa.or.jp/Portals/0/data/chushokigyokyoka/form1A2018.docx>

- ・ JISA 様式 1A を印刷する際は、証明書を表面とし、「税制措置の対象設備に関する留意事項」が裏面として 1 枚となるようにしてください。
- ・ 当協会が発行する証明書は、「ソフトウェア」が対象です。ソフトウェアは、固定資産税の課税対象外ですので、経営力向上計画及び先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例の適用を受けるために証明書を申請していただく必要はありません。

以上